

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 ヒアリング資料

2023年6月12日



一般社団法人

日本損害保険協会
The General Insurance Association of Japan

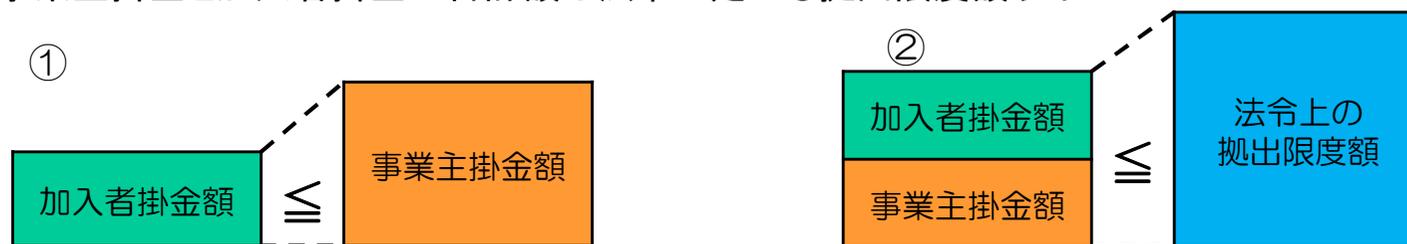
検討要望事項1 掛金に関する制度改正

企業型DCにおける拠出限度額については、DBの掛金相当額と合算で管理し、公平できめ細かな算定方式に見直しが行われるが、一部の制限により、税制優遇が認められている範囲内での優遇措置が十分に活用できていない状況が引き続き発生する。

企業型DCにおける 加入者掛金額のルール

加入者掛金を拠出する場合は、以下の①、②の要件を満たす範囲で、毎月の掛金額(拠出額)を決める必要がある。

- ①加入者掛金額は事業主掛金額と同額以下
- ②事業主掛金と加入者掛金の合計額は法令で定める拠出限度額以下



要望内容

企業型DCにおける加入者掛金の限度額について、事業主掛金額以下という制限の廃止について検討いただきたい。

要望理由

マッチング拠出制度は、「税制メリットを活用して、自助努力で資産形成を行いたい」といったニーズを企業型DCで充足させることが出来る制度であるが、事業主掛金額が低い場合、加入者掛金も低い金額しか拠出できず、老後の資産形成の手段としては不十分である。特に、給与比例等により事業主掛金額が設定されている場合の若年層の従業員等が本ケースに当てはまるが、結果としてiDeCoを選択せざるを得なくなり、企業型とiDeCoに分けて資産を管理する必要がある。当該ルールが撤廃されれば、企業型DCを導入している企業の従業員は、マッチング拠出を利用することにより、iDeCo加入と同等の資産形成効果を得ることが出来る。

検討要望事項2 デジタル社会への対応

iDeCoの加入等に関わる手続きの電子化対応は、国民年金基金連合会が優先順位付けを行い、現時点で3つの手続きが実現している。また、国基連は、2023年10月より「小規模企業共済等掛金払込証明書」の電子交付を開始すること、ならびに2023年度上期に各届出書のデジタル化対応について、検討することを公表している。

iDeCo諸変更手続きの簡素化

iDeCoへの加入もしくは移換手続きを行った後、登録内容の変更を行う(諸変更手続き)際の書類は、変更事由・被保険者種別等によって帳票が細分化されており、30種類以上が存在している。また、一回の手続きにおいて複数の帳票提出が必要なケースが多く、運営管理機関は国基連の処理状況を確認の上、各帳票を順番に提出する仕組みとなっている。

要望内容

- 諸変更手続き書類を集約し、一帳票で複数の諸変更手続きができるような改定を検討いただきたい。
上記実現には、国基連における事務処理フロー、システムに関わると認識している。
- その上で、諸変更手続きを[国基連のポータルサイト](#)で電磁的に手続き出来るような仕組みを検討いただきたい。

要望理由

「諸変更手続き内容に関わらず、1枚の帳票に記入するだけで手続きが完了」及び「全ての諸変更手続きの電子化」は、加入者にとっての利便性向上に直結し、確定拠出年金制度の健全な発展に資するものと考えられる。また、諸変更手続きに関しては、運営管理機関に関わらず、手続き内容は同一であることから、電磁的手続きのWebサイトを各運営管理機関で用意するのではなく、iDeCoの運営主体である国基連で一元的に用意、加入者等がそれを利用する方が、効率的であると考えられるため。

検討要望事項3 制度の利便性向上

確定拠出年金制度は加入から受給開始まで、最低でも10年は必要であり、加入者等がその間に転居等を行い、運営管理機関からの送付物に関し、宛先不明となる事例が、一定割合発生している。

住所不明者の住所情報提供ルールの改定

現在、iDeCoの実務において、「裁定請求手続きの案内時」もしくは「自動移換の通知時」に住所不明だった場合、国基連から日本年金機構による照会が行われ、当該加入者等の住所情報の提供を受けることが出来る。一方で、上記いずれかの条件に該当しない加入者等が住所不明になっている場合は、各運営管理機関が住所不明者の登録住所の市区町村宛に住民票を請求して転居先を確認するしか現状では方法がない。

要望内容

- 国基連から日本年金機構への住所情報の照会対象時期を拡大し、定期的な確認に基づき住所情報が登録住所と異なる加入者等に対し、適切に住所変更手続きを取ることを、国基連より勧奨するような体制にしていきたい。
- 国基連が公的個人認証サービス(JPKI)を利用して、本人同意に基づきJ-LISから基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を取得、住所変更があった場合、iDeCo加入者の住所として登録し、この情報を運営管理機関へ還元するといった仕組みについて検討いただきたい。また、氏名に変更があった場合も同様の仕組みとすることも付随的に検討いただきたい。

要望理由

iDeCo加入者等における住所不明者は、DC制度発足当初から一定割合発生しているが、制度が普及し、加入者・運用指図者が370万人を超える現状において、各運営管理機関が1件ずつ調査するのは現実的に困難な状況となっている。一方で、自動移換者を含め、適切に住所変更手続きを行わなければ、iDeCoによる資産形成、将来の受給に影響を及ぼすことから、抜本的な対策を取る必要があると考えられるため。

検討要望事項4 規制緩和による制度普及

企業と従業員の関係が変化する環境に対応するために、企業が人事制度、賃金制度、退職金制度等の見直しを行うのは一般的であり、それらを前提として企業年金制度および退職金制度は一定のルールの下、他の制度への移行が認められている。

中小企業退職金共済制度における他制度への移換

約38万社の中小企業が、従業員退職金の外部積立として活用している中小企業退職金共済制度(以下、中退共)は加入できる企業規模に制限があり、その規模を超えた場合、一定期間内に制度を脱退し、他制度へ移すこととなっている。一方で、会社合併等の事業再編や企業規模が規定に抵触しない限り、中退共から他制度へ資産を移換させることはできない。

要望内容

- 中退共においても、DCからDB、DBからDCと同様、他の企業年金制度への移行条件を緩和することを検討いただきたい。

要望理由

中退共に加入している中小企業が、従業員からのニーズ等を踏まえ、企業型DCの導入を検討する際に必ず問題となるのが、積立資産の制度移行。企業型DCを導入しても、中退共の資産を移行することが出来ないため、企業型DCと中退共両方に加入せざるを得ず、企業にとって制度の重複感がある。企業型DCの導入は、従業員に対して老後の資産形成を後押しする制度と考える企業にとって本要望の実現は、メリットが大きい。また、従業員にとっても制度が一本化されることは分かり易く望ましいと考えられるため。